

## 平成30年度 環境調査・検査業務技術認定の実施について

環境調査・検査業務技術認定（以下「技術認定」といいます。）については、大阪府が発注する環境調査・検査業務等の適正な履行を確保するため、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境調査・検査業務技術認定制度要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき実施するものです。

大阪府が発注する平成31年度の環境調査・検査業務の入札に際しては、平成30年度の技術認定を取得することが要件とされる場合があります。

申請に当たっては、技術認定制度のホームページを参照して、その内容を十分御確認ください。

### [技術認定制度ホームページ](#)

<http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/kankyo/shien/nintei/>

## 1 対象者

平成31・32・33年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「計量証明事業に係る調査・検査（種目コード130）」に登録された入札参加資格者又は登録する意思を表明した者のうち、技術認定の申請があった者とします。

※大阪府が発注する平成31年度の入札については、平成31・32・33年度名簿に登録されている必要があります。平成31・32・33年度物品・委託役務入札参加資格審査申請は、平成30年11月2日（金）から受付しており、平成30年12月28日（金）までに登録申請手続を済ませれば、上記名簿に当初から登録されます。

### [大阪府電子調達（電子入札）システム](#)

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>

## 2 申請方法等

- (1) 申請様式 技術認定制度ホームページ上の申請様式をダウンロードし、必要事項を記載し提出してください。  
なお、平成30年度に大阪府が発注した主な環境調査・検査業務と、入札の参加に必要とされた技術認定の区分は表1のとおりです。このうち自社で認定を希望する区分について申請してください。
- (2) 申請方法 電子メール、郵送又は持参
- (3) 申請期間 平成30年9月27日（木）から10月4日（木）午後5時（必着）まで。  
持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前10時から午後5時まで。

#### (4) 試料容器の提出

技術認定用の試料を配付するための試料容器（区分ごとに指定した容器（表2参照）を、以下のとおり申請期間中に提出先へ送付又は持参してください。

- ・ 試料容器は洗浄済みで、フタからの漏れがないものを御用意ください。特に、区分4（揮発性有機化合物）の試料容器は気密性を十分確認した後提出してください。
- ・ 試料容器には、申請者名、技術認定の区分を明記したラベルを貼り付けてください。記入の際には、濃い鉛筆（B以上）を使用してください。特に、区分4（揮発性有機化合物）の容器ラベルには絶対に油性ペンを使用しないでください。

(ラベル記入例)

〇〇〇〇分析株式会社（平成30年度・技術認定） 2. 水質（窒素化合物）、3. 水質（りん化合物）
--

- ・ 試料容器を送付する場合は、出来るだけ小さなダンボール箱に入れて送付してください。クーラーボックス等のケース箱に入れての送付は御遠慮ください。

#### (5) 提出先 【移転により一昨年10月から所在地及び電話番号が変わっておりますので御注意ください。】

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境研究部 環境調査グループ

〒583-0862 羽曳野市尺度442

（地図（10 当所へのアクセス）参照）

E-Mail: research@mbox.kannousuiken-osaka.or.jp

（@は半角文字の@に差し替えてください。）

TEL: 072-979-7064

表 1 平成30年度に大阪府が発注した主な環境調査・検査業務と  
入札の参加に必要とされた技術認定の区分

主な環境調査・検査業務	技術認定の区分
水質汚濁防止法第15条第1項に基づく公共用水域の水質の常時監視業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「3 水質（りん化合物）」 「4 水質（揮発性有機化合物）」 「5 水質（その他）」
水質汚濁防止法に基づく工場排水等の分析業務	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく廃棄物等の分析業務	
水質汚濁防止法第15条第1項に基づく地下水の水質の常時監視業務	以下のすべての区分 「1 水質（金属類）」 「2 水質（窒素化合物）」 「4 水質（揮発性有機化合物）」

### 3 説明会及び技術認定用試料の配付

下記のとおり、説明会及び技術認定用試料の配付を行いますので、技術認定を申請された方は必ず出席してください。その際、申請書のコピー等、申請者であることを証明できるものを持参してください。

(1) 場 所 「2 技術認定の申請 (4)提出先」に同じ

(2) 日 時 平成30年10月18日（木） 10：00から

※この「平成30年度 環境調査・検査業務技術認定の実施について」  
を持参して下さい。

※試料を冷却し運搬できるもの（小型クーラーボックス・保冷剤等）  
を持参して下さい。

(3) 分析項目 各技術認定の区分における分析項目及び配付試料は表2のとおりです。試料は、申請時に提出された申請者の容器に充填し配付します。

表 2 分析項目及び配付試料

技術認定の区分	分析項目	容器(容量、数量)	備考
1. 水質 (金属類)	ひ素 亜鉛	ポリエチレン 又はポリプロピ レン製瓶 <sup>(注3)</sup> (500mL、1本)	硝酸でpH1以 下に固定済
2. 水質 (窒素化合物)	アンモニア性窒素 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 全窒素	ポリエチレン 又はポリプロピ レン製瓶 <sup>(注3)</sup> (1L、1本)	技術認定の区 分2と3は同 一試料。
3. 水質 (りん化合物)	りん酸性りん 全りん		
4. 水質 (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	ねじふた付 ガラス瓶( <u>100mL</u> 、 2本) <sup>(注4)</sup>	
5. 水質 (その他)	化学的酸素要求量 (COD <sub>Mn</sub> )	ポリエチレン 又はポリプロピ レン製瓶 <sup>(注3)</sup> (500mL、1本)	

(注3) JIS K 0094 3 に定められているもの

(注4) JIS K 0125 3.1 (1)(a) に定められているもの (容器容量100mLのもの。)

#### 4 分析

表3に定める試験方法により配付した試料の分析を行ってください。

各項目とも3回並行測定（前処理から定量操作まで、全ての過程を並行して操作すること。）を行ってください。

表3 試験方法

技術認定 の区分	分析項目	試験方法	報告下限値
1. 水質 (金属類)	ひ素	・ JIS K 0102 61.2 ・ JIS K 0102 61.3 ・ JIS K 0102 61.4	0.005mg/L
	亜鉛	・ JIS K 0102 53.1 ・ JIS K 0102 53.2 ・ JIS K 0102 53.3 ・ JIS K 0102 53.4	0.001mg/L
2. 水質 (窒素化合物)	アンモニア性窒素	・ JIS K 0102 42.1及び42.2 ・ JIS K 0102 42.5 ・ JIS K 0102 42.6	0.04mg/L
	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	・ JIS K 0102 43.2.1 ・ JIS K 0102 43.2.3 ・ JIS K 0102 43.1.1 ・ JIS K 0102 43.1.2及び43.2.5 ・ JIS K 0102 43.1.3及び2.6	0.08mg/L
	全窒素	・ JIS K 0102 45.2 ・ JIS K 0102 45.3 ・ JIS K 0102 45.4 ・ JIS K 0102 45.6	0.05mg/L
3. 水質 (りん化合物)	りん酸性りん	・ JIS K 0102 46.1.1 ・ JIS K 0102 46.1.3 ・ JIS K 0102 46.1.4	0.003mg/L
	全りん	・ JIS K 0102 46.3.1 ・ JIS K 0102 46.3.2 ・ JIS K 0102 46.3.3 ・ JIS K 0102 46.3.4	0.003mg/L
4. 水質 (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	・ JIS K 0125 5.1 ・ JIS K 0125 5.2	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	・ JIS K 0125 5.3.1 ・ JIS K 0125 5.4.1 ・ JIS K 0125 5.5	0.0005mg/L
5. 水質 (その他)	化学的酸素要求量 (COD <sub>Mn</sub> )	・ JIS K 0102 17	0.5mg/L

## 5 報告様式の記入

- (1) 表4に定める報告様式に、記入例に従い分析結果を記入してください。  
報告様式は、技術認定制度ホームページよりダウンロードしてください。

表4 報告様式

技術認定の区分	分析結果の報告様式
1. 水質（金属類）	様式1（注5）
2. 水質（窒素化合物）	・アンモニア性窒素、全窒素 様式1（注5） ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 様式1（JIS K 0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.6 を採用した場合） 様式2（JIS K 0102 43.1.2 及び 43.2.5 を採用した 場合）
3. 水質（りん化合物）	様式1（注5）
4. 水質（揮発性有機化合物）	様式3
5. 水質（その他）	様式4

（注5）様式1は、分析項目毎に報告様式を作成してください。

- (2) 報告値は並行測定 of 各定量結果を平均して算出してください。  
(3) 並行測定 of 定量結果のうち、例えば環境省等への報告下限値未満となる数値であつても、その数値をそのまま報告値としてください。  
(4) 報告値は必ず3桁目を四捨五入して、**有効数字2桁**としてください。

## 6 分析結果報告書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 分析結果の報告様式（様式1～4）（分析項目毎）  
イ 分析フロー又は標準作業手順書（SOP）  
（分析項目毎、前処理方法・測定条件・試料量なども記載）  
ウ 検量線図（分析項目毎、COD<sub>Mn</sub>は不要）  
エ 標準液・試料・ブランクの測定チャートの写し  
（分析項目毎、原則として分析機器に付属したデータ処理装置から印字されたもの、印字できない場合は画面を写真撮影して添付すること、単位も記載、COD<sub>Mn</sub>は不要）  
オ 技術認定結果通知用封筒（1枚）  
（定型封筒に送付先を明記し、切手242円分（普通郵便料金82円＋特定記録料金160円）を貼り付けてください。）

- (2) 提出方法 郵送又は持参

- (3) 提出先 「2 技術認定の申請 (4)提出先」に同じ
- (4) 提出期限 平成30年11月2日(金)の午後5時(必着)まで。  
持参する場合の受け付けは、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前10時から午後5時まで。

## 7 技術認定の審査

報告された分析結果について、「日本工業規格 Q17043 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」に準拠し、技術認定の区分ごとに定める全ての分析項目が適正と認められるとき、その区分について適格と認定します。

分析結果が適正であっても、必要書類が提出されないなどの不備がある場合には不適格と判定する場合があります。

不正行為がある場合は、不適格と判定します。

適格と認定した場合は、発行日から1年間有効な認定証を発行します。

## 8 認定結果の公表及び認定証の発送

認定に関する結果及び認定証は、平成31年2月上旬ごろに申請者に対し郵便で発送します。

また、認定者は研究所ホームページで公表します。

## 9 留意事項

- ・ 試料の分析、提出書類の作成等に要する費用は申請者の負担です。
- ・ 試料容器が試料充填中に破損した場合は、協議の上、研究所が用意する同等品に試料を充填し配付することがあります。
- ・ 研究所から提出を求めた場合を除き、報告書等の変更及び修正はできませんので、報告書等の記入に当たっては十分注意してください。
- ・ 提出された報告書等は返却できません。
- ・ 技術認定の区分ごとに定める分析項目の全てにおいて、その分析結果を適格と認定したとき、その区分の認定証を発行します。

## 10 問い合わせ先

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境研究部 環境調査グループ

〒583-0862 羽曳野市尺度442

TEL: 072-979-7064

E-Mail: [research@mbox.kannousuiken-osaka.or.jp](mailto:research@mbox.kannousuiken-osaka.or.jp)

(@は半角文字の@に差し替えてください。)

[技術認定制度ホームページ](#)

<http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/kankyo/shien/nintei/>

## 11 当所へのアクセス

【移転により一昨年10月から所在地が変わっておりますので、御注意ください。】

### 大阪府立環境農林水産総合研究所

〒583-0862 羽曳野市尺度442

電車・バス：近鉄南大阪線「藤井寺」から  
近鉄バスで「羽曳が丘8丁目」下車、500m  
近鉄南大阪線「古市」からタクシーで12分  
車：南阪奈道路「羽曳野」出口すぐ



■ 大阪府立環境農林水産総合研究所 (旧 本部・食とみどり技術センター)